

ロシアにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日機輸	(1)	高輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> 腕時計の輸入関税率は、従価率となっている。 - 腕時計(ケースに貴金属を使ったもの):7% - 腕時計(上記以外のもの):7% - クロック:15% (継続) ・輸入関税が他国と比較して高額である。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 関税の撤廃または低減。 水準の適正化検討をして頂きたい。 	
	日鉄連	(2)	関税引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 2009年2月14日より9ヶ月間に亘り、以下の関税引き上げが実施された。 - 線材・棒鋼・形鋼・ステンレス鋼板類(関税10%アップ、関税計15%) - 鋳鉄管・継目無鋼管・溶接鋼管(関税5%アップ、関税計20%) 2009年12月12日、上記品目(2009.9.28に輸入関税引き下げを発表したステンレス鋼管4品目を除く)の関税引き上げを9ヶ月間延長。 (継続)		
	日機輸	(3)	関税の突然の変更	<ul style="list-style-type: none"> 国家財政の都合、一部企業のロピング等で輸入関税が度々変更。ロシアで全く生産されていない品目の関税値上げ案が突如出てくるなど、国際ルールになじまない内容が見られる。 例:空気清浄機の関税が0% 5% (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 2012年にロシアはWTOに加入したが、TV関税引き上げや冷蔵庫関税が合意に反する等、要注視。 	
	日機輸 日機輸	(4)	関税分類の恣意性	<ul style="list-style-type: none"> これまで空気清浄機(加湿機能付)を「気体のろ過機及び清浄機」(関税分類番号8421.39.200)として関税0%で輸入通関してきたが、2017年4月以降、税関が「その他の家庭用電気機器」(8509.80.000 / 関税5%)分類を主張し、税関主張の分類で輸入通関を余儀なくされている状況。 HSコードの修正要求リスク(税率の高い分類への修正を必ず要求される)がある。当社に限らず多くの企業が悩まされており、最高裁で敗訴した(0% 5%)日系企業もあると聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関税分類ルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。 ロシアにおける適用HSコードの運用を明確化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> WCO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)及び第16部注3 適用HSコード
	時計協 自動部品 日機輸	(5)	輸入手続きの煩瑣・遅滞	<ul style="list-style-type: none"> 時計の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名等を記載しなければならず、又品名等をロシア語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続) <ul style="list-style-type: none"> 都度、Agreementの様な契約書類が必要な上、Invoiceの記載事項が複雑で、Packing Listは詳細な情報が要求される為、何度も修正する必要がありフライト迄に手間と時間がかかってしまう。 申告時に低価格申告と見なされたり、HSコードの相違がある場合に税率の高い分類へ修正するよう要求されるなどの指摘を税関から受けると、数多くの追加書類提出を求められる。申告者側が根拠を揃えて潔白を証明する必要あるが、双方向の議論ではないため、時間と労力がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通関手続の簡素化。 通関手続の改善。 アイテム毎の表記制度の撤廃。 英語による記載も可とすること。 欧米諸国並みのレベルへ簡素化して頂きたい。 手続きの軽減を求める。 	
	日機輸	(6)	非効率且つ不透明な通関手続き	<ul style="list-style-type: none"> 輸入通関書類が多く煩雑である状況が継続。通関ポストによって必要書類が異なる、税関担当者によって判断が異なる。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類の簡素化。縮。 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(7)	通関手続の代表者署名要求	・通関の際、プライスリスト等の必要提出書類の多さとともに、輸出者からのインボイス全てに会社の代表者が肉筆で署名することが求められており、事務上の負担が大きい。	・印刷された代表者もしくは代表者が権限を委譲した者の電子署名を認めて欲しい。	・関税法
	日機輸	(8)	修正インボイスの規制	・オリジナルインボイスの金額修正を行いたい場合、通関後は修正インボイスを発行すると追徴金が課されるため、機動的な修正対応ができず、オペレーションが煩雑になっている。	・当該規制の撤廃。	・関税法
	日機輸	(9)	通関禁止品の存在	・駐在員の引越しや駐在員への福利厚生面での出荷において、食料品全般、医薬品全般が禁止品。サンクトペテルブルグ通関に限りパソコン機器の通関が航空便では不可。 (継続)		
	日機輸	(10)	輸入規制	・過去、トルコ軍がロシア戦闘機を撃墜した際、トルコからの輸入通関検査が著しく強化され、トルコにある当社関連会社も操業が圧迫された。	・突然特定の国からの輸入を制限するような措置を取らないでほしい。少なくとも、最低限のリードタイムを設けてほしい。	
	日機輸 JTA	(11)	輸入代替化政策	・当社経由で納入していた高品質パイプがロシア産品により代替されたが、将来、耐久性等の問題が発生する可能性がある。トップダウンによる右倣えの強引な国産化は、結果として事故やプロジェクトの遅延を招く懸念がある。 ・政府による輸入代替政策として、ロシアで生産された工具でなければ、今後の公共調達への参入が制限される可能性が高まっている。	・極端な輸入代替政策を取らず、外資系企業との協業による国内の技術発展を図るべき。 ・輸入規制に関する詳細な情報提供、および規制緩和に向けてご尽力いただきたい。	・連邦法第44-FZ号
	日機輸	(12)	関税同盟	・関税同盟の認可取得プロセスが三国間で異なるため、認可申請に準備する資料が異なる。また、三国でそれぞれ異なる通関チェックを行うため、国ごとに認可申請が必要となる場合がある。 (継続)	・三国間での共通の認可取得プロセスの構築と、通関時のチェック内容の透明化を望む。	・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011
	フル工 自動部品	(13)	並行輸入可能の懸念	・ロシアの関税同盟国で認められている並行輸入禁止(商標権保護のための輸入水際措置:管轄庁:特許庁、税関当局)に関して、公正取引委員会が並行輸入業者に加担し並行輸入を認めさせようとしている。並行輸入が可能となれば、ロシアでの投資・プロモーション活動に必要な費用を補うだけの利益が確保できず、ブランド力低下・事業運営の継続が困難となる重大な懸念あり。	・並行輸入禁止の維持。平行輸入禁止が市場競争を阻害する点、独占禁止法に抵触するものではない点を公取当局に理解頂きたい。	・ロシア連邦税関法第38条 税関の講じる特定物品に関する措置 ・ロシア民法1487条 ・並行輸入に対して不正競争を扱う行政犯罪法第14.33条
日鉄連	(14)	セーフガード措置	・2005年1月、ロシア政府は従来の鋼管輸入数量枠協定に代わる新たな協定を目指して、2005年1月にウクライナの鋼管ミル5社と2005年の輸入枠を39.5万トンとし、2006年以降輸入枠を毎年2%拡大することで合意。2004年2月1日～2005年11月30日の予定、対ウクライナ垂鉛めっき鋼板輸入枠を設定し、年間11万トン(月1万トン)に制限。反ダンピング措置と同時に適用。 (継続)	・制度の撤廃。		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> 2005年2月3日、ロシア鋼管メーカー3社が、日本他からの輸入品により損害を被ったとしてロシア政府にセーフガード調査を申請し、調査開始。 2006年11月18日、外径508mm超の大径溶接鋼管およびシームレス鋼管を対象に8%の特別関税の賦課を決定(期間3年)。 2009年12月10日、ロシア調査当局が2009年9月に開始した見直し調査の結果、セーフガードの単純延長(3年間、8%)を連邦政府に提案。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> WTOに整合する調査の実施。 		
	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> 2007年12月13日、外径426mm以下のステンレス鋼管にセーフガード調査を開始。 2009年11月2日、ステンレス鋼管(直径426mm以下)19品目で特別関税を3年間賦課決定。 2010年10月26日、ステンレス鋼管の関税28.1% 9.9%へ引き下げ。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> WTOに整合する調査の実施。 		
	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> 2011年1月5日、炭素鋼ファスナー(HSコード 7318 158100、7318 15 8900、7318 15 9009、7318 16 9109、7318 16 9900、7318 21 0009)のセーフガード調査完了、トン当たり282.4ドルの関税賦課を決定。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> WTOに整合する調査の実施。 		
				(改善)	<ul style="list-style-type: none"> 12月31日までに官報告示がないことから、本措置は失効していると思われる。 (改善記載済み)		
	日機輸	(15)	AEO制度の不明確	<ul style="list-style-type: none"> AEO制度のメリットが不明確。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 保証金の引き下げ、管理の要件緩和によるAEOを取得しやすい環境づくり。 関税納付の延長、輸入検査率大幅削減、リードタイムの大幅短縮等メリット拡充。 		
	日機輸	(16)	税関によるリスクコントロールシステム運用の不備	<ul style="list-style-type: none"> 税関によるリスクコントロールシステムで低価格申告とみなされることが未だ散見される。 	<ul style="list-style-type: none"> 課税標準価格を明確化し、正しく運用して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクコントロールシステム 	
11	利益回収	製薬協	(1)	累積赤字の解消要請	<ul style="list-style-type: none"> 近年設立したロシア子会社には、設立初期の累積赤字が残っている。ロシア側の税務アドバイザーからは日本親会社に対して早期に累積赤字を解消するよう強い要請がある一方で、日本側の税務アドバイザーからは海外子会社への寄附金と判断されてしまうリスクがあると言われており、対応に苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ロシア当局には一定期間の赤字はビジネス上当然生じるものとして受け入れていただきたい一方で、日本当局には安易に寄附金課税をしようとしてないでいただきたい。 	
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨送金規制	<ul style="list-style-type: none"> 契約に基づく外貨送金を行う場合、その事前届出・申請許可制度があり、申請書作成、契約書(注文書は不可、その他各種書類の提出など、手続きが非常に煩雑。(パスポートディール) (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 外貨送金事前許可制度、及び書類手続きの簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨規制
		日機輸	(2)	為替先物規制	<ul style="list-style-type: none"> 在ロシア企業は、ロシア国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 外貨管理規制の緩和。 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13 金融	日機輸	(1)	資金借入の困難	・銀行に対する引当金計上に関する規制が厳しく、融資枠を得ることが困難。 (継続)	・銀行に対する管理規制の緩和。	
	日機輸	(2)	金融規制による支払・清算の困難	・金融規制により、有効期限を迎えた契約に関する支払い・精算ができない。通関手続き、許認可制度(例: ARH: 高圧ガス設備認可)、税制等、手続きと運用両方について不透明なためプラント建設にあたって度々支障が生じている。外国企業が軒並み直面している課題。	・税制や各種法令・許認可については、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい(既に日本を含む外資企業の現地大使館から現地当局に改善要請を出している模様だが、改善されていない状況)。	
14 税制	日機輸	(1)	過小資本税制	・グループ会社からの借入、および親会社の保証を受けた現地銀行からの借入れも、過小資本税制の対象となる。足元のカントリーリスクの状況では、親保証なしの借入枠設定が可能な現地銀行は限られており、十分な資金調達枠を確保することが困難になっている。 (継続)	・当該規制の緩和。	
	JPETA	(2)	租税条約上の債務者主義採用による駐在員事務所における使用料の源泉徴収義務	・ロシアとの租税条約において使用料の所得源泉地として債務者主義が採用されていることにより、駐在員事務所では賃借している車、コピー機の使用料に源泉徴収義務が生じている。 一方で、現地業者から日本国の税金負担の理解は得られず、納税義務者である企業側の負担にならざるを得ない。 (継続)	・租税条約上の債務者主義撤廃による使用料の源泉徴収義務の廃止。	・租税条約
	日機輸	(3)	役務提供に伴う納税義務	・海外にITシステムを納入する場合: - 日本の技術者からの役務提供、 - 現地技術者の役務を調達して、現地にて提供する場合の取り扱い、 について、各国との租税条約等をどこまで考慮すべきかが分からない。	・正しい情報提供をしてもらいたい。	
	日機輸	(4)	機器の調達に関する税制・規制	・IT製品の場合、間接輸出が難しく、現地購入が原則である。	・システム導入責任者として、日本から現地機器の調達をする場合の税法や輸出関連のガイドラインが欲しい。	
	日機輸	(5)	会計基準	・ロシアの会計基準はIFRSに準ずると発表されているものの、適用・解釈で異なっているケースが多い。例えばインフレーションあるいは時価の観念が会計に適應されないなど。親会社報告用と財務省向けなど報告先別に財務情報を作成する必要があり混乱・追加費用が発生する。 (継続)	・会計処理に関し、ロシア財務省によるIFRS基準の適用の合意と徹底した導入。	・International Financial Reporting Standards、ロシア財務省通達
	日機輸	(6)	立替費用の現地への請求の困難	・当該国外(例えば日本)で立替払いする費用を後から当該国に請求できない。若しくは、請求が非常に困難である。	・当該国で負担すべき費用については、国外から費用請求ができるようにしてほしい。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16 雇用	日機輸	(1)	ビザ取得手続の煩雑・高コスト	・2015年ビザ関連法案が改正され、目的によらず1ヶ月以内に2回以上の入国をする場合ビザ取得が義務化された。3ヶ月マルチとしても3ヶ月おきに取得申請が必要のため、コスト高及び手続煩雑化している。 APECビジネストラベルカードを取得すればビザ取得手続の苦労は解消されるが、発行に6ヶ月を要する。		
	日機輸	(2)	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国で2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。 (継続、要望追加)	・協定を2国間レベルからEUレベルに引き上げる。	・International Social Security Agreement
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度の不透明	・私的複製補償金制度について、以下の問題がある。 補償金の対象製品が法の趣旨に照らし適切でない。 補償金制度の内容や運用が国内外の事業者で異なり、差別的である。 補償金対象製品が国際的な潮流にそぐわない。 法に基づかない不当な脅しがなされている実態がある。 (継続)	・制度の廃止又は見直し。	・政府承認(2010年10月14日付No.829)の補償金の対象・金額に関する規定及び手続きに関する各規定(計4)
	日機輸	(2)	プログラムに対する特許の保護対象外	・ロシアの特許制度ではプログラム自体は発明として保護されないため、記録媒体を持たないネット上でのプログラム模倣品から特許権者を保護することが出来ない。 (継続)	・プログラム自体を特許の保護対象とする。	・ロシア民法第4部1350条51項
	日機輸	(3)	ロシアルートとユーラシアルートで同じ特許を出願した場合の同時成立	・ロシアルートとユーラシアルートで同じ特許権が共存すると、譲渡により同じ特許権を異なる権利者が所有することになってしまう。このことは、特許権が独占権であることを否定することになる。 (継続)	・ロシアルートとユーラシアルート間で、重複特許を排除する規定を設ける。	・ロシア民法第4部1397条
	日機輸	(4)	関税同盟による特許侵害品の流入の恐れ	・ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの関税同盟により、三国間は自由に貿易ができる。そのため、ロシアでのみ特許権を取得していた場合(ベラルーシ、カザフスタンで未取得の場合)、ベラルーシ、カザフスタン経由で侵害品がロシアに輸入されることを税関で止めることができないケースがある。これを防ぐには、3つの国全てで権利を取得するか、ユーラシア特許を取得する必要がある。しかし、これでは費用が掛かるし、ベラルーシ、カザフスタンで十分に権利行使できるのか不明である。 (継続)	・ロシアで権利を取得したら、ベラルーシ、カザフスタンにも権利が及ぶようにするか、ベラルーシ、カザフスタンに入ってくる前に税関で止められるようにしてほしい。	
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	認証情報に関するWeb公開	・認証取得と同時に製品のモデル名などが当局のWebサイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 改善なし (継続)	・企業からの申請に基づき、一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応してほしい。	・関税同盟技術基準020/2011、004/2011
	日機輸	(2)	安全、EMC認証機関からの突然の量産品サンプル提出要求	・Federal Service for Accreditation及びFederal Customs Serviceが安全試験には1台、EMC試験には3台のサンプルを要求する旨のレターが2017年12月29日にロシア安全/EMC認証機関より突然に発行された。強制日は2018年1月1日とある。また不確定情報だが、試験サンプルは量産品でなければならないとのこと。猶予期間も設定されていない模様。	・量産品、および、3台要求することの法的な根拠を明確にするとともに十分な猶予期間を設定頂きたい。	・認証機関TESTBET発行のレター

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	ユーラシア関税同盟版のRoHSの適用除外のEU-RoHSとの不整合	・2016年12月に公布され、2018年3月1日施行。 調和規格の整備などが進み、また経過規定が認められ適合宣言書などの提出に2年間の猶予が設けられた。 しかし、複数の適用除外においてEU RoHSとの不整合がある点は改善されていない。TBT通報や政府のバイ会議などで意見を具申するも受け入れられず、EU RoHSと同内容で対応するしか無いと判断。 (変更)	・修正されることが望ましい。	・TECHNICAL REGULATION of the Eurasian Economic Union "On the restriction of the use of hazardous substances in electrical and radioelectronic equipment"(TR EEU37_2016)
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	許認可手続の複雑、頻繁な変更	・許認可手続に必要な書類が多く、手続きが煩雑。また、窓口ごとに対応が異なるため、その都度確認作業を行う負担が大きい。特に税務関係は書類が多く、他国に比べて多数の経理社員を必要とする原因となっている。 例：輸入手続の運用(必要書類、プロセス)が利用する通関ポイント毎に異なる。ITシステムが導入されたが、提出書類が多く依然として煩雑。 (継続) ・販売登録を取得するために様々な機関で許可を取得する必要があり、頻繁な制度変更、追加要求もあり、世界基準の試験も独自に実施せられ、時間とコストが増加。	・ホームページ等で必要書類を明確化、及び電子媒体での申請を推進。 ・税務書類の簡素化、電子化。	
	日化協	(2)	許認可手続の不透明	・許認可手続きが不透明。	・制度、コストの透明化。	
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	各種法令の未整備・頻繁な改正・解釈の不明	・税法・輸入通関に関する法令・安全規格関連法等、通達から実施までの期間が短く実施不可能なケースが多い。また、当局側の実際の窓口(各税関、安全規格認証機関等)に法令に関する具体的な対応策・指示が下りておらず、法令は発効しても現場での対応が不可能なケースが多発。 例：省エネ法(政府指定の認証期間でテスト、そこで合格した製品のみ輸入可能)発効も、「政府指定の機関」が未定。 通達から実施までの期間は延びたが、依然頻繁な法令変更が発生。他の法律との整合性も取れていないこともある。 (継続) ・ロシアでは、通関に必要な許認可、現地税法、Work Permit (VISA)取得の法制度が頻繁に改正される為、プラント建設など、建設期間が長期間になるものは、契約遂行中に法改正が発生し、各種トラブルが発生している。 ・法規の規定が曖昧、英訳が無いなど、法改正そのものの内容の理解・解釈にも時間を要している。 例：許認可制度変更(GOST認証 CUTR認証 EAC認証へ変遷するも、それまでの認証もValidで解釈が複雑)、VAT請求方法の変更(計上時点の変更)、労働者のWork Permit取得時にロシア語能力試験の追加等々)	・許認可手続の簡素化や透明性向上を図ってほしい	
	日機輸			・法令の策定時に関連する業界団体等と起こりうる課題につき事前検討が必要。		
	日機輸			・許認可改正、新税制導入等の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。		

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	日機輸 日機輸	(2)	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを介して情報を提供している法人としてロシア国内で6ヶ月、特定のデータ(IPアドレス、電子メール、等)を保管する必要がある。 (継続) ・事業を遂行するために(従業員、客先等)個人情報を収集しているすべての法人は、その情報をロシア国内に保存しなければならず、国外に持ち出せない。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ保管義務の緩和。 ・日本との個人データ転送に関わる枠組みの構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Federal law # 97-FZ as of 05/05/2014 ・federal law # 2420FZ